

労務管理の基礎を学びたい方へ



労務管理研修 **基礎** のご案内

令和 2 年 8 月 19 日 (水) 13:30~16:30

働き方改革関連法が施行され 1 年が経過しました。残業時間の規制が中小企業にも今年から適用になり、同一労働同一賃金が大企業からいよいよ施行されました。

労務管理に必要な法律の変化に対応するためにも、知識を蓄え、社員が働きやすい職場環境づくりをするとともに、変わりゆく法律に対応する力が企業には求められます。

本研修では、労働基準法や労働関係法規の基礎を中心に学び、実際の職場で役立つ運用方法についてご案内します。

また、これからの残業規制に対応するための正しい労働時間管理の方法や、パート労働者を雇ったときの不合理な待遇差とにならないような対応について説明します。

◆プログラム◆

労働時間・賃金の 実務上の注意点

- 有給休暇は労働時間になる？
- 残業で 6 時間を超えて働いたら
休憩は必要？
- 残業規制の残業とは？
- 年次有給休暇の買い取りはできる？
- 有給休暇の付与日を統一する
注意点は？

同一労働同一賃金に 対応するための注意点

- 同一労働同一賃金とは？
- 正規雇用と非正規雇用の違いとは？
- 不合理な格差とは？
- パート労働者を雇ったときの対応は？
- 就業規則の変更の必要性について
など



◆安心のシステム◆

- ◆ 急用でお休みされる場合は、テキストや資料等をお送りします。
- ◆ 出席予定者の変更も可能です。1 週間前までにご連絡ください。

費用
(税別)

Kの会会員様
無料



講師、お申し込み方法については裏面をご覧ください。

◆講師◆

伏屋事務所コンサルティング部
社会保険労務士
大塚 真也



人材コーディネーターの経験を持ち、
労働者と向き合った労務管理を得意とする。

◆受講者の感想◆

- ・具体例があってわかりやすかった
- ・意見交換ができて非常にためになりました。
- ・実際の事例や大切なポイントをわかりやすく解説してもらえた。
- ・演習問題もあり分かりやすく大変勉強になりました。
- ・質問がしやすい雰囲気、疑問を一つ一つ解消できてよかった。



◆お申し込み

受講される方の氏名、生年月日等を下記に記入の上、実施日の1週間前までにFAX頂きますようお願いいたします。
お申込みFAXを確認いたしましたら受付確認のお電話を差し上げますので、確認の電話がない場合はお問い合わせください。

最少催行人数4名
お申し込みが4名に達しない場合は研修が中止となる可能性があります。



◆お支払い Kの会会員様はサービス講座のため 無料です

会員様以外 研修終了後に、請求書を送らせていただきますのでお振込みをお願いします。

◆お問い合わせ先

(株)中部人材育成センター／伏屋社会保険労務士事務所 コンサルティング部 担当 坂下
〒500-8285 岐阜市南鶉4-47
TEL: 058-272-3872 **FAX: 058-276-2027**
E-mail: advice@fuseya.co.jp

労務管理研修 基礎コース 8/19 申込書 会社名

氏名	フリガナ	生年月日	性別	勤続	所属・役職

Kの会会員様は無料ですので、なるべく多くの会員様に受講いただくため1社につき2名迄でお願いします。

連絡先 担当者 部署・氏名 電話番号()